

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「県立高等学校学習用タブレットパソコン(第3学年等用) (令和2年8月24日契約締結)」及び「県立高等学校学習用タブレットパソコン(第1学年及び第2学年用) (令和2年8月24日契約締結)」で調達した、Webフィルタソフト・紛失対策ソフトのライセンスを調達する。</p> <p>「県立高等学校学習用タブレットパソコン(第3学年等用)」及び「県立高等学校学習用タブレットパソコン(第1学年及び第2学年用)」は、(株)大塚商会が調達及び設定を実施した。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「県立高等学校学習用タブレットパソコン(第3学年等用)」及び「県立高等学校学習用タブレットパソコン(第1学年及び第2学年用)」は、株式会社大塚商会が調達及び設定を実施している。各ソフトウェアのライセンスIDの変更を行わず特殊な同時アクセス台数によるライセンスの延長は、調達した(株)大塚商会でなければ供給することができない。</p> <p>(ソフトウェアメーカーに確認済)</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。